

長井市告示第87号

令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

長井市長 内谷 重 治



令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、暖冬・少雪の影響によって長井市地域における経営が困難となっている事業者の経営の安定化及び地域経済の落ち込みの抑制のため、市長が予算の範囲内で交付する長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金（以下「補助金」という。）に関して、長井市補助金等交付規則（昭和57年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、長井市内に本店又は主たる事業所を有し、令和2年1月16日から令和2年3月31日までの間に山形県商工業振興資金のうちの記録的な暖冬・少雪の事由による地域経済変動対策資金の貸し付け（以下「補助対象事業」という。）を受けた事業者とする。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業における貸付にかかる利息とする。

2 前項の利息について、市又は国、県等他の団体から補助金等の交付を受けた場合若しくは交付の決定を受けている場合は、その補助金等の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、令和7年度に支払った補助対象経費の2分の1以内の額とする。この場合において、1円に満たない額については切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年5月末日までに、令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 山形県商工業振興資金における認定書の写し
- (2) 金融機関との契約書等の写し（融資の実行が確認できるもの）
- (3) 償還表の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付すべきものと認めたときは、令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(変更又は廃止の申請)

第7条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条により補助金の交付決定の通知を受けた補助対象事業を変更又は廃止したときは、令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子

補給事業補助金交付変更（廃止）申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。
ただし、軽微なものはこの限りでない。この場合において、軽微な変更とは、補助対象経費の30パーセントを超えない額の変更をいう。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業完了後30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日まで
に令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金に係る事業実績報告書（別記様式第4号）
に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 支払いの確認できる資料
- （2） その他市長が必要と認める書類
（額の確定等）

第9条 市長は、規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した場合は、令和7年度
長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金に係る額の確定通知書（別記様式第5号）により補助事
業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の額の確定金額が、第6条の規定による補助金の交付決定金額と同額
である場合においては、第6条の規定による補助金の交付決定金額をもって、前項の規定による補
助金の確定金額とみなし、前項の通知を省略することができる。

（支払い）

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。た
だし、市長が必要と認めた場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、令和7年度長井市暖
冬・少雪対策利子補給事業補助金精算（概算）払請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなけれ
ばならない。

（帳簿の備付等）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入
及び支出についての証拠書類を5年間整理保存しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付
決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 規則又はこの要綱に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき、又は受けようとしたと
き。
- （3） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4） 故意又は重大な過失により事業を廃止したとき。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

- 3 前項の規定によりこの要綱が効力を失った際の第11条及び第12条の規定の適用については、
なお従前の例による。

別記様式第1号

令和 年 月 日

長井市長 宛

申請者
住 所
氏名（代表者名）

令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金交付申請書

令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記の書類を添えて申請いたします。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 山形県商工業振興資金における認定書の写し
 - (2) 金融機関との契約書等の写し（融資の実行が確認できるもの）
 - (3) 償還表の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類

指令長 第 号
令和 年 月 日

様

長井市長 内 谷 重 治

令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金について、長井市補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 補助事業の名称 令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金
2. 補助金等の交付額 円
3. 補助金等の交付条件
 - (1) 補助事業者等は、次に掲げる場合にはあらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業等に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業等の内容を変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業等を中止または廃止しようとする場合
 - (2) 補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助事業等に係わる証ひょう書類等は、長井市監査委員の監査対象となるので、常に整理保存しなければならない。

長井市長 宛

申請者 住 所
事業所名
代表者名

令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金交付変更（廃止）申請書

令和 年 月 日付、指令長第 号をもって交付決定通知があった令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金について、下記のとおり変更（廃止）したので、申請します。

記

1 変更（廃止）の内容

2 変更（廃止）の理由

別記様式第4号

令和 年 月 日

長井市長 宛

申請者
住 所
氏名（代表者名）

令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金に係る事業実績報告書

標題について、補助決定通知書指令長第 号に係る事業実績報告書を、令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記の書類を添えて報告いたします。

記

1 補助金額 金 円

2 添付書類

- (1) 支払いの確認できる資料
- (2) その他市長が必要と認める書類

別記様式第5号

商 第 号
令和 年 月 日

様

長井市長 内 谷 重 治

令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金に係る額の確定通知書

令和 年 月 日付け指令長第 号で交付決定しました令和7年度長井市暖冬・少雪対策利子補給事業補助金について、下記のとおり額を確定したので長井市補助金等交付規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の確定額

円

印

金融機関・支店名								
口座番号	当 普	座						
フリガナ								
口座名義								